令和元年度 事務事業評価一覧表

支所

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	行政区運営交付金	御坂支所	(御坂)行政区運営事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	1 ～ 5
2	笛吹市区長会研修事業補助金(御坂)			継続/維持	廃止	廃止	6 ～ 8
3	笛吹市地区夏祭り事業補助金		御坂地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	9 ～ 11
4	行政区運営交付金	一宮支所	(一宮)行政区運営事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	12 ～ 16
5	笛吹市区長会研修事業補助金(一宮)			継続/維持	廃止	廃止	17 ～ 19
6	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き補助金		一宮地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	20 ～ 22
7	行政区運営交付金	八代支所	(八代)行政区運営事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	23 ～ 30
8	笛吹市区長会研修事業補助金(八代)			継続/維持	廃止	廃止	31 ～ 33
9	笛吹市地区夏祭り事業補助金		八代地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	34 ～ 36
10	行政区運営交付金	境川支所	(境川)行政区運営事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	37 ～ 40
11	笛吹市区長会研修事業補助金(境川)			廃止	廃止	廃止	41 ～ 43
12	笛吹市地区夏祭り事業補助金		境川地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	44 ～ 46
13	行政区運営交付金	春日居支所	(春日居)行政区運営事業	継続/縮小	継続/改善	継続/改善	47 ～ 51
14	笛吹市区長会研修事業補助金(春日居)			継続/維持	廃止	廃止	52 ～ 54
15	笛吹市地区夏祭り事業補助金		春日居地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	55 ～ 57
16	春日居クラブ補助金		春日居支所事務	継続/縮小	継続/縮小	継続/縮小	58 ～ 60
17	行政区運営交付金	芦川支所	(芦川)行政区運営事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	61 ～ 65
18	笛吹市区長会研修事業補助金(芦川)			継続/維持	廃止	廃止	66 ～ 68
19	笛吹市地区夏祭り事業補助金		芦川地区夏祭り事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	69 ～ 71
20	芦川地区農林業振興特別対策事業費補助金		芦川ブランド化推進事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	72 ～ 75
21	笛吹市芦川地区通学者交通費助成金		芦川地区通学者交通費助成事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	76 ～ 78
22	笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金		通学バス定期券購入費補助事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	79 ～ 81

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	19	2	2
継続/改善	0	13	13
継続/縮小	2	1	1
統合	0	0	0
休止	0	0	0
廃止	1	6	6
計	22	22	22

様式 2

評価調書

所属名	御坂支所地域住民担当
事務事業名	(御坂)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	御坂地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	御坂町区長会(別紙のとおり 29団体) ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区は地域コミュニティの中核である。その地域コミュニティや市政の円滑な運営、情報伝達に交付金を必要経費として使っている。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	14,576 千円	交付決定額	14,576 千円	交付額	14,576 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	14,576	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	14,576
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	御坂支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法		

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法		

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	行政区が活動するには必要不可欠であり公益性はある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政運営が滞る。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	行政区の運営ばかりでなく、市役所の業務も数多く依頼し、市政の円滑な運営や情報伝達等にも十分効果は得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金等は無い。

所属名	御坂支所
事務事業名	行政区運営事業
補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	二之宮区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	1,215	1,215	1,215	1,215	679	0	4,587	5,013	1,719	13,213	9.20%
2	県営団地区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	278	278	278	278	0	0	1,369	1,554	1,004	4,205	6.61%
3	夏目原区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	856	856	856	856	1,690	0	4,471	3,006	0	10,023	8.54%
4	金川原区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	684	684	684	684	688	0	3,037	721	4,238	9,368	7.30%
5	井之上区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	770	770	770	770	747	0	4,676	2,406	238	8,837	8.71%
6	下井之上区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	567	567	567	567	375	0	2,197	714	541	4,394	12.90%
7	八千蔵区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	574	574	574	574	519	0	1,840	1,532	274	4,739	12.11%
8	尾山区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	419	419	419	419	1,146	0	2,393	2,407	1,102	7,467	5.61%
9	下野原区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	785	785	785	785	335	517	2,559	3,662	379	8,237	9.53%
10	栗合区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	773	773	773	773	0	367	3,662	1,317	850	6,969	11.09%
11	蕎麦塚区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	433	433	433	433	665	0	1,427	1,560	445	4,530	9.56%
12	藤野木区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	202	202	202	202	349	0	324	0	100	975	20.72%
13	新田区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	211	211	211	211	150	76	594	6,031	100	7,162	2.95%
14	立沢区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	161	161	161	161	0	0	324	0	136	621	25.93%
15	戸倉区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	180	180	180	180	83	0	210	4,088	599	5,160	3.49%
16	十郎区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	247	247	247	247	393	0	400	360	562	1,962	12.59%
17	新上宿区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	245	245	245	245	108	0	310	1,528	176	2,367	10.35%
18	坂野区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	230	230	230	232	215	0	360	2,477	182	3,466	6.69%
19	道場区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	321	321	321	321	0	104	570	354	179	1,528	21.01%
20	駒留区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	202	202	202	202	169	0	420	220	232	1,243	16.25%

所属名	御坂支所
事務事業名	行政区運営事業
補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
21	若宮区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	407	407	407	407	454	0	1,419	1,400	342	4,022	10.12%
22	八反田区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	273	273	273	273	132	0	645	1,688	739	3,477	7.85%
23	下黒駒区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	746	746	746	746	910	0	2,892	4,362	321	9,231	8.08%
24	成田区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	1,724	1,724	1,724	1,724	1,080	0	4,882	4,653	699	13,038	13.22%
25	下成田区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	567	567	567	567	323	0	1,006	735	1,079	3,710	15.28%
26	国衙区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	476	476	476	476	407	0	1,185	562	246	2,876	16.55%
27	竹居区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	393	393	393	393	496	0	1,119	466	766	3,240	12.13%
28	大野寺区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	343	343	343	343	404	0	1,859	937	275	3,818	8.98%
29	二階区	行政区	行政区の運営及び地域活動の推進	307	307	307	307	642	0	1,694	3,023	314	5,980	5.13%

補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金	所属名	御坂支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区の円滑な運営や、地域活動の推進を図るため維持が妥当である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	御坂支所地域住民担当
事務事業名	(御坂)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	各地区の区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	日帰りで実施する研修 参加する区長一人当たり5,000円を上限とする。 宿泊で実施する研修 参加する区長一人当たり15,000円を上限とする。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		含まれている 旅費、懇親会費、飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	御坂町区長会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各地区の区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	435 千円	交付決定額	435 千円	交付額	435 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	435	繰越金	0
その他の補助金・助成金	346	その他	42
事業収入	0	合計	1,978
自己資金(会費等)	1,155	市の補助金・交付金の割合	21.99%

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	御坂支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	各地区の区長会が幅広い知識を習得するために必要。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	各地区の区長会が幅広い知識を習得する事業の実施が難しくなる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	明確に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	幅広い知識を習得だけではなく、行政区同士の親睦や交流ができている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金はない。

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	御坂支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	各地区の区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため必要である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	御坂支所地域住民担当
事務事業名	御坂地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	市内の各地区において活動する夏祭り実行委員会が実施する夏祭り事業に対し補助金を交付する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要項			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要項による。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	みさか納涼まつり実行委員会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	みさか納涼まつりの開催。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	600	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	626
自己資金(会費等)	26	市の補助金・交付金の割合	95.85%

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	御坂支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	各地区に対して要綱により決まった補助をしている。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	地域住民が一同に会し、相互の親睦を図る場が無くなる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	地域住民の交流の場として、また、地域の活性化及び地域づくりに寄与する場として定着している。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	毎年1,000名を超える地域住民が集まる数少ない交流の場として定着している。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金はない。

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	御坂支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	地域住民の交流の場として、また、地域づくりに寄与する場として定着している。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金の額について、交付要綱には上限額しか定めていないことから、事業に要する経費（補助対象経費）を明らかにしておく必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	一宮支所地域住民担当
事務事業名	(一宮)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	一宮地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(27団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各行政区が、地域のコミュニティーの中心であり、かつ住民のコミュニケーション促進には欠かせない状況として、交付金を必要経費として運営を行っている。(区総会・地区運動会等)					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	一宮支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(1)審査の方法		

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	実績報告は無いが、総会資料を毎年度提出させて、適正に会計管理できているか確認している。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	行政区が活動するには必要不可欠であるため、公益性は十分ある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政運営が滞ってしまう。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	行政区運営に適切に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	非常に多くの行政業務が依頼・協力要請されており、交付額に見合った行政区活動が行われている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	行政区運営に対する類似の補助金等は無し。

所属名	一宮支所
事務事業名	行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	下矢作	行政区	行政区・公民館の運営全般	330,120	330,120	330,120	330,120	400,803	0	1,240,000	1,978,214	475,108	4,424,245	7.46%
2	小城	行政区	行政区・公民館の運営全般	332,510	332,510	332,510	332,510	272,404	0	892,500	1,040,704	11,767	2,549,885	13.04%
3	北都塚	行政区	行政区・公民館の運営全般	370,750	370,750	370,750	370,750	441,500	0	1,017,500	1,123,593	10,009	2,963,352	12.51%
4	一ノ宮	行政区	行政区・公民館の運営全般	669,500	669,500	669,500	669,500	1,312,266	0	2,156,000	1,206,839	730,283	6,074,888	11.02%
5	末木	行政区	行政区・公民館の運営全般	726,860	726,860	726,860	726,860	1,059,807	0	1,656,000	1,995,081	105,171	5,542,919	13.11%
6	本都塚	行政区	行政区・公民館の運営全般	358,800	358,800	358,800	358,800	707,057	0	740,000	3,334,227	320,895	5,460,979	6.57%
7	竹原田	行政区	行政区・公民館の運営全般	662,330	662,330	662,330	662,330	1,027,547	0	2,872,500	3,696,299	40,181	8,298,857	7.98%
8	金田	行政区	行政区・公民館の運営全般	588,240	588,240	588,240	588,240	1,209,909	0	1,804,000	3,558,204	100,426	7,260,779	8.10%
9	東原	行政区	行政区・公民館の運営全般	772,270	772,270	772,270	772,270	782,103	0	2,411,278	2,042,607	17,116	6,025,374	12.82%
10	国分	行政区	行政区・公民館の運営全般	585,850	585,850	585,850	585,850	328,597	0	2,075,000	5,908,674	557,897	9,456,018	6.20%
11	坪井	行政区	行政区・公民館の運営全般	789,000	789,000	789,000	789,000	922,339	0	3,225,000	1,251,194	52,420	6,239,953	12.64%
12	田中	行政区	行政区・公民館の運営全般	1,114,040	1,114,040	1,114,040	1,114,040	1,134,346	0	2,444,000	2,858,371	1,286,158	8,836,915	12.61%
13	市之蔵	行政区	行政区・公民館の運営全般	382,700	382,700	382,700	382,700	346,000	0	1,750,000	148,544	564,487	3,191,731	11.99%
14	新巻	行政区	行政区・公民館の運営全般	234,520	234,520	234,520	234,520	252,219	0	340,000	816,382	58,410	1,701,531	13.78%
15	塩田	行政区	行政区・公民館の運営全般	722,080	722,080	722,080	722,080	815,654	0	2,250,000	686,395	850,009	5,324,138	13.56%
16	神沢	行政区	行政区・公民館の運営全般	239,300	239,300	239,300	239,300	310,100	0	684,000	890,541	435,018	2,558,959	9.35%
17	東新居	行政区	行政区・公民館の運営全般	282,320	282,320	282,320	282,320	320,292	0	735,000	1,187,167	217,378	2,742,157	10.30%
18	狐新居	行政区	行政区・公民館の運営全般	289,490	289,490	289,490	289,490	309,500	0	826,000	2,575,656	586,248	4,586,894	6.31%
19	金沢	行政区	行政区・公民館の運営全般	299,050	299,050	299,050	299,050	606,519	0	600,000	1,820,406	25,715	3,351,690	8.92%
20	土塚	行政区	行政区・公民館の運営全般	363,580	363,580	363,580	363,580	508,235	0	1,590,000	1,337,505	105,062	3,904,382	9.31%

所属名	一宮支所
事務事業名	行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
21	石	行政区	行政区・公民館の運営全般	373,140	373,140	373,140	373,140	214,734	0	1,065,000	959,829	6,484,949	9,097,652	4.10%
22	地蔵堂	行政区	行政区・公民館の運営全般	213,010	213,010	213,010	213,010	342,619	0	250,000	2,346,438	316,220	3,468,287	6.14%
23	千米寺	行政区	行政区・公民館の運営全般	258,420	258,420	258,420	258,420	246,601	0	598,000	765,956	36,008	1,904,985	13.57%
24	中尾	行政区	行政区・公民館の運営全般	999,320	999,320	999,320	999,320	1,135,982	0	3,531,000	681,637	225,417	6,573,356	15.20%
25	南野呂	行政区	行政区・公民館の運営全般	447,230	447,230	447,230	447,230	399,421	0	1,104,000	114,177	466,504	2,531,332	17.67%
26	北野呂	行政区	行政区・公民館の運営全般	282,320	282,320	282,320	282,320	450,544	0	890,000	1,929,303	1,798,245	5,350,412	5.28%
27	上矢作	行政区	行政区・公民館の運営全般	387,480	387,480	387,480	387,480	450,494	0	1,142,000	1,367,289	7,921	3,355,184	11.55%

補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金	所属名	一宮支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	円滑な行政区運営に当たり、維持が妥当である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	一宮支所地域住民担当
事務事業名	(一宮)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市行政区長会研修補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	行政区運営及び区長会の円滑な運営を先進地視察研修を行い、更なる行政区の発展を目的としている。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	参加する区長1人当たり15,000円を上限。 区長会研修補助金 195千円 (13区×15,000円)			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		含まれている 飲食費・懇親会費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	一宮区長会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	被災地の視察又は先進的な手法を取り入れている県内外の地域を視察する。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	195 千円	交付決定額	195 千円	交付額	195 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	195	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	195
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	笛吹市行政区長会研修補助金	所属名	一宮支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(1)審査の方法		

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	実績報告は無いが事業実施終了後に決算書の提出により確認。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	行政区が視察研修するには地域防災や自治会運営には有効。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	×	先進地情報はインターネット等の普及する中、各個人で確認することが出来る。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	研修を行うに至っては、適切に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	交付額に見合った視察研修が行われている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	視察研修に対する類似の補助金等は無し。

補助金等の名称	笛吹市行政区長会研修補助金	所属名	一宮支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	その年度の区長会により視察研修を行うかで確定している。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	一宮支所地域住民担当
事務事業名	一宮地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	30年(始まりは江戸時代)続く地域のお祭りであり、他県からも観光に来られる「甲斐いちのみや大文字焼き」により笛吹のPRと地域の活性化を図る。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	上記交付要綱第2条に基づき、額は予算の範囲内とし、4,100,000円を上限としている。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き実行委員会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼きに係るイベント及び会場への出店。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	4,100 千円	交付決定額	4,100 千円	交付額	4,100 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※対象が複数ある場合は別紙
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)

市の補助金・交付金	4,100	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	4,100
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き補助金	所属名	一宮支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	書類申請による。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績報告書による審査。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	山梨県のお盆の風物詩として地位を確立しているため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	県外や市内外の観客が多く、観光面への影響が大きく出る。

(2) 有効性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	事業に確実に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	年々、観客が増加しており、効果は十分得られている。

(3) その他

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	それぞれ事業に沿った補助金であるため、類似する補助金が存在しない。

補助金等の名称	笛吹市甲斐いちのみや大文字焼き補助金	所属名	一宮支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	適切に事業がされているため。 また、改善・縮小された場合、地域の特性がなくなり活性化が期待できない。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	一宮町の夏祭りについては、公平性の観点から、いちのみや大文字焼きの部分と地区の夏祭りとしての部分をそれぞれ分けるべきと考える。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	平成17年度から
(3)補助金等の交付の目的	八代地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(9団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	特定の団体 (事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各行政区の運営。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	8,640 千円	交付決定額	8,640 千円	交付額	8,640 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	八代支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	世帯割については、前年11月1日現在の住民基本台帳登録世帯数で算出。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	行政区から会計報告書の提出をしていただいているが、使途については制約していないので、審査は行っていない。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	主体的な地域活動促進のための中心的役割を担っている。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	地域活動遂行が困難になる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	住民意識の高揚を図り、地域活動を促進するもので適正かつ明確に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	活動状況から見ると、少ないくらいである。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金はなし。

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 1

(1)交付団体等の名称	南区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,254 千円	交付決定額	2,254 千円	交付額	2,254 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	2,254,070	繰越金	8,753,203
その他の補助金・助成金	1,853,500	その他	1,606,110
事業収入	0	合計	21,015,383
自己資金(会費等)	6,548,500	市の補助金・交付金の割合	10.73%

No. 2

(1)交付団体等の名称	北区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	1,838 千円	交付決定額	1,838 千円	交付額	1,838 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	1,838,210	繰越金	2,902,624
その他の補助金・助成金	894,894	その他	790,860
事業収入	0	合計	10,591,588
自己資金(会費等)	4,165,000	市の補助金・交付金の割合	17.36%

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 3

(1)交付団体等の名称	高家区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	665 千円	交付決定額	665 千円	交付額	665 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	664,720	繰越金	336,248
その他の補助金・助成金	1,051,110	その他	202,008
事業収入	0	合計	4,601,423
自己資金(会費等)	2,347,337	市の補助金・交付金の割合	14.45%

No. 4

(1)交付団体等の名称	岡区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	887 千円	交付決定額	887 千円	交付額	887 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	886,990	繰越金	1,185,116
その他の補助金・助成金	721,383	その他	1,507,563
事業収入	0	合計	7,136,052
自己資金(会費等)	2,835,000	市の補助金・交付金の割合	12.43%

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 5

(1)交付団体等の名称	増田区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	693　千円	交付決定額	693　千円	交付額	693　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　（千円）

市の補助金・交付金	693,400	繰越金	398,920
その他の補助金・助成金	623,500	その他	71,008
事業収入	0	合計	4,271,028
自己資金(会費等)	2,484,200	市の補助金・交付金の割合	16.23%

No. 6

(1)交付団体等の名称	永井区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	713　千円	交付決定額	713　千円	交付額	713　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　（千円）

市の補助金・交付金	712,520	繰越金	592,668
その他の補助金・助成金	705,730	その他	111,488
事業収入	0	合計	5,052,406
自己資金(会費等)	2,930,000	市の補助金・交付金の割合	14.10%

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 7

(1)交付団体等の名称	米倉区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	765 千円	交付決定額	765 千円	交付額	765 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	765,100	繰越金	6,871,583
その他の補助金・助成金	698,000	その他	512,479
事業収入	0	合計	11,174,162
自己資金(会費等)	2,327,000	市の補助金・交付金の割合	6.85%

No. 8

(1)交付団体等の名称	竹居区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	493 千円	交付決定額	493 千円	交付額	493 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	492,640	繰越金	1,717,326
その他の補助金・助成金	528,220	その他	1,401,410
事業収入	0	合計	5,349,596
自己資金(会費等)	1,210,000	市の補助金・交付金の割合	9.21%

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 9						
(1)交付団体等の名称	奈良原区					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区の運営					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	332　千円	交付決定額	332　千円	交付額	332　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	332,510	繰越金	3,530,705
その他の補助金・助成金	230,000	その他	353,582
事業収入	0	合計	5,996,797
自己資金(会費等)	1,550,000	市の補助金・交付金の割合	5.54%

補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金	所属名	八代支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	各行政区活動をしていく上では必要な交付金である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	(八代)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金		(2)開始年度	平成17年度から
(3)補助金等の交付の目的	各地区の区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため、区長会が実施する研修事業に係る経費の一部を補助する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	日帰りで実施する研修は参加する区長1人当たり5,000円を上限とする。 宿泊で実施する研修は参加する区長1人当たり15,000円を上限とする。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、飲食費、懇親会費	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	八代町区長会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各地区の区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与する。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	135 千円	交付決定額	135 千円	交付額	105 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	105	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	47
事業収入	0	合計	645
自己資金(会費等)	493	市の補助金・交付金の割合	16.28%

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	八代支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	各地区の区長が幅広い知識を習得のために必要。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	幅広い知識を習得ができない。 自費分の負担が増加し研修が未実施になる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	各地区の区長が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与する。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	各地区の区長が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与している。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金はない。

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	八代支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	各地区の区長が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するために必要である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

評価調書

所属名	八代支所地域住民担当
事務事業名	八代地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金		(2)開始年度	平成18年度
(3)補助金等の交付の目的	市内の各地区において活動する夏祭り実行委員会が実施する夏祭り事業に対し補助金を交付。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要綱による。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	若彦路ふるさと納涼祭り実行委員会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	若彦路ふるさと納涼祭りの開催。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	600	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	600
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	八代支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	各地区に要綱で定めた補助をしている。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	数少ない地域住民の交流の場が損なわれる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	数少ない地域住民の交流の場として定着している。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	1,000名近い参加があり、数少ない地域住民の交流の場として定着している。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金はない。

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	八代支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	数少ない住民参加の事業で、地域に定着している。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金の額について、交付要綱には上限額しか定めていないことから、事業に要する経費（補助対象経費）を明らかにしておく必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	境川支所地域住民担当
事務事業名	(境川)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	合併以前から
(3)補助金等の交付の目的	境川地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている		「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙一覧のとおり(14団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	境川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	要綱上、交付申請を要しないので、請求書の提出のみ。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	要綱上、実績報告書の提出は求めてないが、監査の観点から各区の収支決算書の提出をお願いしている。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	行政区の活動自体が、公益性のあるものであるため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政区活動の縮小や、区費の値上げ、さらに、行政区加入率の低下につながる恐れがある。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	行政区活動、全般的に使えるものであり、目的は明確である。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	各行政区のコミュニティ活動が維持されている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	行政区を対象とした各種補助金はあるが、活動に幅広く使えるのは、当該交付金のみである。

所属名	境川支所
事務事業名	境川支所行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	大黒坂区	行政区	地域コミュニティ活動	371	371	371	371	1,721	0	1,102	4,647	716	8,557	4.34%
2	小黒坂区	行政区	地域コミュニティ活動	720	720	720	720	722	0	1,200	2,560	2,755	7,957	9.05%
3	小山区	行政区	地域コミュニティ活動	347	347	347	347	342	0	918	3,315	21	4,943	7.02%
4	前間田区	行政区	地域コミュニティ活動	438	438	438	438	420	0	1,698	592	67	3,215	13.62%
5	石橋区	行政区	地域コミュニティ活動	794	794	794	794	561	58	1,436	4,233	633	7,715	10.29%
6	三椚区	行政区	地域コミュニティ活動	378	378	378	378	225	0	1,095	8,898	18	10,614	3.56%
7	大坪区	行政区	地域コミュニティ活動	414	414	414	414	407	0	1,252	2,279	35	4,387	9.44%
8	境区	行政区	地域コミュニティ活動	239	239	239	239	130	0	456	986	2	1,813	13.18%
9	大窪区	行政区	地域コミュニティ活動	203	203	203	203	494	50	377	1,960	737	3,821	5.31%
10	藤垈区	行政区	地域コミュニティ活動	674	674	674	674	878	319	840	2,997	145	5,853	11.52%
11	原区	行政区	地域コミュニティ活動	464	464	464	464	279	0	991	0	414	2,148	21.60%
12	上寺尾区	行政区	地域コミュニティ活動	404	404	404	404	465	51	291	2,773	865	4,849	8.33%
13	中寺尾区	行政区	地域コミュニティ活動	278	278	278	278	357	0	576	5,195	334	6,740	4.12%
14	間門区	行政区	地域コミュニティ活動	196	196	196	196	382	0	306	1,604	24	2,512	7.80%

補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金	所属名	境川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	住民の生活を守るコミュニティが行政区であり、市役所で担えない役割を担ってもらっている。行政区への補助金を減らすことは、行政区の維持に支障が生じる可能性がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	境川支所地域住民担当
事務事業名	(境川)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金		(2)開始年度	合併以前から
(3)補助金等の交付の目的	区長会が実施する研修事業に係る経費の一部を補助することにより、各地区の区長が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	宿泊研修 : 15,000円×参加区長数 日帰り研修: 5,000円×参加区長数			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている		「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	境川町区長会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体 (事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	県外宿泊研修。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	210 千円	交付決定額	210 千円	交付額	210 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	210	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	22
事業収入	0	合計	451
自己資金(会費等)	219	市の補助金・交付金の割合	46.56%

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	境川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	書類提出のみ。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	書類提出のみ。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	各区長が知識を習得し、行政区の活動に生かすことができれば、コミュニティ活動の推進に役立つこととなる。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	研修時の、各区長の負担が大きくなる。

(2) 有効性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	×	区長の知識の習得による、コミュニティ活動の推進を目的としているが、具体性に欠けている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	×	目に見える効果はあまり感じられない。

(3) その他

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	民生委員、農業委員などで、同様の補助金がある。

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	境川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	区長の任期は1年であり、研修そのものが任期末に実施しており、その効果は懐疑的である。 【廃止】　社会情勢の変化により、廃止。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

評価調書

所属名	境川支所地域住民担当
事務事業名	境川地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金		(2)開始年度	平成18年度から
(3)補助金等の交付の目的	市内の各地区において活動する夏祭り実行委員会が実施する夏祭り事業に対する補助。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	要綱で600,000円を上限とする。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている		「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	坊ケ峯ふるさと祭り実行委員会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	坊ケ峯ふるさと祭りの実施。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	600	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	60
事業収入	0	合計	660
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	90.91%

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	境川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	書類のみ。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	書類のみ。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	境川町全体での夏祭り開催の補助金であり、多くの参加者がおり、公益性がある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	夏祭りの開催のための、収入の大部分は当該補助金であるため、開催ができなくなる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	夏祭り開催のための補助金であり、目的は明確である。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	毎年、多くの参加者でにぎわい、夏の風物詩として、町民に定着している。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	観光目的の祭りではなく、地域住民のための祭りであるため、類似する補助金等はない。

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	境川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	合併により地域色が薄れる中、地域コミュニティの活力維持・活性化、帰省客との交流など、夏祭りの効果は目に見えないものである。こうした活力維持活動が無くなると、地域の衰退が顕著になると思われる。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金の額について、交付要綱には上限額しか定めていないことから、事業に要する経費（補助対象経費）を明らかにしておく必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	(春日居)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	合併以前より
(3)補助金等の交付の目的	春日居地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(23団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各種地区住民活動。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	10,679 千円	交付決定額	10,679 千円	交付額	10,679 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	10,679	繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	10,679
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	春日居支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	均等割り及び世帯割りにて交付しており、事業内容を審査し見合う交付金としていないことから、審査は行っていない。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	交付金であることからその使途について各地区で会計報告等を行い地区住民の承認を受けているが、市に対して報告義務はないことから審査は行っていない。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市から区長は任命しているが、行政運営は住民と協働で行っていかなければならないため、地区住民が組織する団体には公益性はある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市の各種事業に対して住民の協力が得られなくなる。また市の各種事業・政策に対し影響があり補助金を交付しないということは有り得ないと思われる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	事業の目的が明確にされており、内容についても適切と思われる。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	交付額に見合う効果は充分に得られてはいる。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	(春日居)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	熊野堂下	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(5)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	492,640	492,640	492,640	865,178	46,000		1,525,100	2,450,262	848,146	5,734,686	15.09%
2	熊野堂上	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(5)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	308,610	308,610	308,610	490,720	24,900		336,000	6,248,391	284,826	7,384,837	6.64%
3	下岩下上	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(6)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	284,710	284,710	284,710	525,019	31,860		216,000	5,895,187	544,458	7,212,524	7.28%
4	下岩下下	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(7)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	256,030	256,030	256,030	439,850	27,140		152,000	5,021,826	463,798	6,104,614	7.21%
5	別田	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(8)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	590,630	590,630	590,630	801,711	57,000		770,000	1,349,275	252,659	3,230,645	24.82%
6	桑戸北	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(9)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	334,900	334,900	334,900	520,404	70,400		430,700	4,589,370	49,785	5,660,659	9.19%
7	桑戸西	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(10)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	368,360	368,360	368,360	709,758	35,000		241,500	2,033,527	109,518	3,129,303	22.68%
8	桑戸中	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(11)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	313,390	313,390	313,390	585,702	35,000		61,000	1,300,642	52,012	2,034,356	28.79%
9	桑戸東	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(12)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	382,700	382,700	382,700	609,382	37,000		716,400	1,437,127	150,014	2,949,923	20.66%
10	小松1	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(13)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	650,380	650,380	650,380	1,008,180	33,000		608,000	880,756	383,041	2,912,977	34.61%
11	小松2	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(14)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	616,920	616,920	616,920	974,720	33,000		569,000	823,922	383,042	2,783,684	35.02%
12	枝郷	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(15)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	416,160	416,160	416,160	843,451	102,922		616,600	5,855,733	216,325	7,635,031	11.05%
13	寺本	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(16)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	533,270	533,270	533,270	966,081	57,500		564,600	356,154	381,649	2,325,984	41.53%
14	加茂	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(17)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	392,260	392,260	392,260	703,071	43,000		486,000	522,776	364,464	2,119,311	33.17%
15	国府1	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(18)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	822,460	822,460	822,460	1,612,367			1,084,897	758,500	536,909	3,992,673	40.38%
16	国府2	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(19)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	693,400	693,400	693,400	1,357,869			887,643	620,591	439,290	3,305,393	41.08%
17	国府3	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(20)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	540,440	540,440	540,440	740,978	3,000		815,600	304,569	117,833	1,981,980	37.39%
18	徳条	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(21)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	377,920	377,920	377,920	640,189	51,200		355,000	1,647,855	529,380	3,223,624	19.86%
19	鎮目上手	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(22)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	576,290	576,290	576,290	916,354			561,514	268,024	303,842	2,049,734	44.71%
20	鎮目大侭	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(23)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	363,580	363,580	363,580	594,184			292,824	139,772	158,452	1,185,232	50.13%

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	(春日居)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30) (千円)			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
21	鎮目中	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(23)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	277,540	277,540	277,540	464,915			184,152	87,900	99,649	836,616	55.57%
22	鎮目下町	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(23)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	538,050	538,050	538,050	858,823			513,222	244,973	277,711	1,894,729	45.33%
23	鎮目山口	行政区	(1)行政計画及び事業計画実施のための調査、資料の提出・意向の取りまとめ(2)広報及び回覧文書の配布並びに国・県からの書類等の配布(3)自主防災組織の強化及び協力(4)選挙執行時の市からの要請に関すること(23)その他行政執行上必要な調査、取りまとめ。	547,610	547,610	547,610	874,417			525,354	250,766	284,276	1,934,813	45.19%

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	春日居支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区に対する交付金は県内他市町村と比較して手厚いと思われる。 このため将来的には他市町村と同様な水準にして行く必要があると思われるが住民の理解は得にくいと思われる。
			維持	
			改善	
		●	縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	(春日居)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金		(2)開始年度	合併以前より
(3)補助金等の交付の目的	春日居地区区長会研修補助金。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	区長23人×15,000円			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	春日居町区長会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	区長会研修。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	345 千円	交付決定額	345 千円	交付額	345 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	345	繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	441
自己資金(会費等)	96	市の補助金・交付金の割合	78.23%

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	区長数にて交付金の算定を行っているが、事業内容等について計画書を審査し交付を行っている。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績を市に報告するとともに、研修内容等の確認を行っている。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市から区長は任命されているが、研修をとおし幅広い知識の習得を行うとともに、もって区長の任務及び地域コミュニティ推進に役立てていることから公益性は認められる。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	区長として必要となる知識の研鑽のため、別に学習会等開催することも必要と思われる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	研修を通じて学ぶことが明確にされており、内容についても適切と思われる。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	研修内容等から交付額に見合う効果は充分に得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区長として、幅広い知識の習得は必要と思われるが、研修内容等を精査しながら事業実施していくことが必要と思われる。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	春日居地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金		(2)開始年度	合併以前より
(3)補助金等の交付の目的	春日居地区夏祭り実施に関する事業。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	市内各旧町村ごと定額。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	春日居盆踊り実行委員会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	春日居地区盆踊り大会の実施。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	596 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	596	繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	596
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	事業計画、事業予算に基づき交付を行っている。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	事業実施報告及び会計報告に基づき審査を行っている。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	地区住民が事業対象者のため公益性は高い。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	地区に対しての愛着が希薄化が進み定住人口の低下が進むと思われる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	事業の目的は明確であり、目標も適切に設定されていると思われる。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	現在の交付金額から考慮すると見合う効果は十分過ぎるほど得られていると思う。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	費用対効果が非常に高く事業効果も大きい事業だが、支所人員の削減が進むなかで、事業実施が困難になりつつある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金の額について、交付要綱には上限額しか定めていないことから、事業に要する経費（補助対象経費）を明らかにしておく必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	春日居支所地域住民担当
事務事業名	春日居支所事務

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	春日居クラブ補助金		(2)開始年度	合併以前より
(3)補助金等の交付の目的	春日居地区のまちづくり及び春日居町駅周辺まちづくり推進委員会が提出した提言書の実現を図るため、主に市内において活動する春日居クラブが実施する事業に対し補助し団体の支援を行う。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市春日居クラブ事業費補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	令和元年度　3万円 令和2年度　2万円 令和3年度　1万円 合併前より補助を行ってきたが、令和3年度までの3ヵ年で市からの財政支援は区切りとする予定。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	春日居クラブ				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(1) 都市と農村との交流イベントの実施及び情報発信事業 (2) 提言書の事業成果の確認及び事業推進に関する検討並びに啓発広報活動事業 (3) まちづくりに必要な資源の発掘、創造、調査等の事業 (4) その他まちづくりに関する事業					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	100　千円	交付決定額	100　千円	交付額	100　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)　※対象が複数ある場合は別紙　(千円)

市の補助金・交付金	100	繰越金	56
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	584	合計	740
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	13.51%

補助金等の名称	春日居クラブ補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	事業計画及び予算等内容を審査し、補助金を支出している。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	実績報告にて、事業・会計報告が提出されている。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	地区住民により組織された団体で、活動内容は地域の街づくりを主に行っており公益性が認められる。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	令和3年度までの3年間で補助金の交付は区切りとすることとなっている。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	事業の目的が明確にされており、内容についても適切と思われる。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	交付額に見合う効果は充分に得られてはいる。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	市民活動支援課において類似の補助金がある。

補助金等の名称	春日居クラブ補助金	所属名	春日居支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	令和3年度までの3ヵ年にて市からの補助は区切りとなるが、引き続き団体の事業活動に対しての助言等の支援は行っていく。
			維持	
			改善	
		●	縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	第1次評価のとおり縮小後、廃止とする。
			維持	
			改善	
		●	縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
		●	縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	(芦川)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	平成18年
(3)補助金等の交付の目的	芦川地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 飲食費、懇親会費	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(4団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(1)審査の方法	世帯割については、前年11月1日現在の住民基本台帳登録世帯数を確認。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	行政区から会計報告書の提出をしてもらっているが、使途については制約していないので、審査は行っていない。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	行政区の全ての住民が、協力し合って住みよいまちづくりを進めるための行政区の活動を支援するものであるため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政区の活動の停滞を招く恐れがある。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	交付金を交付し財政支援を行っていくことが目的であり、適切に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	行政区の運営を円滑にでき、地域活動の一層の推進が図られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該交付金以外に類似のものは確認できない。

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	(芦川)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 1

(1)交付団体等の名称	上芦川行政区					
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・公民館維持管理 ・防犯灯維持管理 ・用水路等の清掃活動 ・町民運動会 ・敬老会事業 ・伝統行事(祭典)					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	265 千円	交付決定額	265 千円	交付額	265 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

(千円)

市の補助金・交付金	265	繰越金	70
その他の補助金・助成金	260	その他	180
事業収入	89	合計	1,114
自己資金(会費等)	250	市の補助金・交付金の割合	23.79%

No. 2

(1)交付団体等の名称	新井原行政区					
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・公民館維持管理 ・防犯灯維持管理 ・町民運動会 ・河川清掃 ・敬老会事業 ・伝統行事(祭典)					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	205 千円	交付決定額	205 千円	交付額	205 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

(千円)

市の補助金・交付金	205	繰越金	5,608
その他の補助金・助成金	125	その他	3
事業収入	72	合計	6,138
自己資金(会費等)	125	市の補助金・交付金の割合	3.34%

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	(芦川)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No. 3

(1)交付団体等の名称	中芦川行政区					
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・公民館維持管理費 ・防犯灯維持管理 ・町民運動会 ・河川清掃 ・敬老会事業 ・伝統行事(祭典)					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	272 千円	交付決定額	272 千円	交付額	272 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

(千円)

市の補助金・交付金	272	繰越金	593
その他の補助金・助成金	242	その他	
事業収入	104	合計	1,321
自己資金(会費等)	110	市の補助金・交付金の割合	20.59%

No. 4

(1)交付団体等の名称	鶯宿行政区					
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・公民館維持管理費 ・防犯灯維持管理 ・町民運動会 ・河川清掃 ・敬老会事業 ・伝統行事(祭典)					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	239 千円	交付決定額	239 千円	交付額	239 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

(千円)

市の補助金・交付金	239	繰越金	6,211
その他の補助金・助成金	238	その他	40
事業収入	94	合計	6,822
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	3.50%

補助金等の名称	笛吹市行政区運営交付金	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区の円滑な運営を図り、また地域活動の一層の推進のためにも事業を継続し財政的支援をする必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	(芦川)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金		(2)開始年度	平成28年度
(3)補助金等の交付の目的	幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するため、区長会が実施する研修事業に係る経費の一部を補助する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	日帰りで実施する研修:区長1人当たり5,000円を上限とする。 宿泊で実施する研修:区長1人当たり15,000円を上限とする。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、懇親会費	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	芦川区長会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	区長会研修。(平成30年度は実績なし)					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	0 千円	交付決定額	0 千円	交付額	0 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※対象が複数ある場合は別紙
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)

(千円)

市の補助金・交付金	0	繰越金	0
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	0
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(1)審査の方法	事業計画書・参加予定者名簿を見て確認する。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	補助金交付決定額よりも補助金精算額が下回っていないか確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	区長会が幅広い知識を習得し、もって区長の任務及び地域コミュニティの推進に寄与するものであるため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	自費分の負担が増加するとともに研修が未実施になる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	研修費を補助し、区長の幅広い知識を習得するために補助することが目的であり、適切に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	研修により幅広い知識を習得し行政区の運営が円滑に推進できている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該交付金以外に類似のものは確認できない。

補助金等の名称	笛吹市区長会研修事業補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区の円滑な運営を中心になって進めるトップが幅広い知識を習得することは大いに異議があるので、継続する必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	本補助金は、区長としての幅広い知識の習得を目的に実施する研修への補助であるが、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、区長として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	芦川地区夏祭り事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	各地区において活動する夏祭り実行委員会が実施する夏祭りに対し補助する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	600千円を上限とする。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	芦川町夏祭り「納涼の夕べ」実行委員会					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	芦川町夏祭り「納涼の夕べ」運営のための費用。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	600	繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	600
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	100.00%

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(1)審査の方法	書類審査。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	書類審査。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	地域振興のため、また、芦川町の市民や帰省中の芦川出身者が多く参加していることから、公益性があると判断できる。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	夏祭りが開催されなくなり、帰省した人との交流の場がなくなり地域の活力衰退につながる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	お盆に帰省する芦川出身者との交流が目的で夏の風物詩にもなっている。地域の盛り上がりのためにも有効である。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	帰省した芦川町出身者と芦川町の住民が一同に会し相互の親睦が図れ地域の活力につながっているので効果は得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該補助金以外に類似のものは確認できない。

補助金等の名称	笛吹市地区夏祭り事業補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	芦川町出身者と芦川町住民との交流の場として例年盛大に開催され夏の風物詩にもなっている。地域の活力の維持のためにも補助事業は継続していく必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金の額について、交付要綱には上限額しか定めていないことから、事業に要する経費（補助対象経費）を明らかにしておく必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	芦川ブランド化推進事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	芦川地区農林業振興特別対策事業		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	山間地である芦川町は農産物の生産条件が不利な地域であるため、町の特産である蕎麦・高冷地野菜(ほうれんそう)・椎茸等のブランド化を推進し、農業者の栽培意欲を維持するため助成を行う。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	芦川地区農林業振興特別対策事業費補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	1椎茸等栽培事業・・・種菌、封ろう等の購入費30ﾊﾟｰｾﾝﾄ以内 2山菜等種菌確保事業・・・種苗購入費30ﾊﾟｰｾﾝﾄ以内 3特産農業振興事業・・・市営すずらんの里に提供された蕎麦の実1ｷﾛｸﾞﾗﾑ当たり400円 4園芸施設共済加入推進事業・・・園芸施設共済掛金30ﾊﾟｰｾﾝﾄ以内 5土づくり対策事業・・・薬剤購入費30ﾊﾟｰｾﾝﾄ以内 ※1～4の事業については、限度額10万円、5の事業については、限度額8万円)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(申請者5人、1団体) ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※対象が複数ある場合は別紙
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	芦川地区農林業振興特別対策事業	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(1)審査の方法	申請書類一式の書類審査。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	実績報告書及び領収書添付書類により確認。(必要に応じて現場確認をする)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	生産者の意欲を失い農地が荒廃しないため、また芦川町の特産品の販売を維持するためにも行政の関わりが必要で公益性がある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	農業者の栽培意欲が薄れ荒廃する農地がさらに増加する。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	生産条件が不利な地域で特産品の維持を推進し、農業者の栽培意欲をなくさないための支援策として適切である。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	生産農家は年々減少傾向にあるが、生産者の意欲が持続されており特産品の販売が継続され効果は得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該補助金以外に類似のものは確認できない。

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	芦川ブランド化推進事業
補助金等の名称	芦川地区農林業振興特別対策事業

No. 1

(1)交付団体等の名称	申請者　5人					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	1椎茸等栽培事業 　椎茸等の種菌・原木を購入椎茸栽培を行う。 3特産農業振興事業 　市営すずらんの里で芦川町で収穫された蕎麦を使用しするため、種子を無料で配布し、収穫された蕎麦を提供する。(提供に当たっては1Kg当たり1000円で購入し400円を補助する)					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	62　千円	交付決定額	62　千円	交付額	62　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	－

No. 2

(1)交付団体等の名称	笛吹農業協同組合　芦川経済支所					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	4園芸施設共済加入推進事業 　山梨中央農業共済組合の園芸施設(ほうれん草雨除け栽培ハウス)共済加入。加入件数:13件 5土づくり対策事業 土づくり対策のための薬剤購入　購入件数:13件					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	201　千円	交付決定額	201　千円	交付額	201　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	－

補助金等の名称	芦川地区農林業振興特別対策事業	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	山間地である芦川町は農作物の生産条件が不利な地域であるため、町の特産品である蕎麦・高冷地野菜（ほうれん草）・椎茸栽培等のブランド化を今後維持していく上においてもこの事業を継続していく必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	農業者の栽培意欲を維持するために引続き実施する。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	芦川地区通学者交通費助成事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市芦川地区通学者交通費助成金		(2)開始年度	合併前から
(3)補助金等の交付の目的	芦川町への定住を促すため、地区外の学校に通学する者に対し、通学に係る交通費を助成する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市芦川地区通学者交通費助成金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	申請のあった個人	
(7)補助金等の額の算定基準	高等学校、大学、短期大学、専門、専修学校に通学する者に対し、1か月1万円を助成する。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 4人				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	720 千円	交付決定額	720 千円	交付額	720 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	笛吹市芦川地区通学者交通費助成金	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(1)審査の方法	書類審査。(在学証明・住民票の抄本)	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	交付申請時に添付する書類にて確認。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	芦川町は市内でも特に人口が年々減少し、少子・高齢化が進んおり、一人でも多くの若者の定住につなげるためにも公益性があると判断する。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	貴重な若者が転出し地域にとっては大きな痛手となる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	貴重な若者の流出を防止することが目的であり適切に設定されている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	通学者のいる世帯への経済負担の軽減が図られ、継続した定住につながっており効果は得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該補助金以外に類似するものは確認できない。

補助金等の名称	笛吹市芦川地区通学者交通費助成金	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	芦川町は高齢化と人口減少に歯止めがかからず、過疎対策事業の一環として地域間交流事業を展開し一人でも多くの移住定住を促進している。この事業は定住している家族の子どもが地域に残り地域の活力にもつながっているので継続が必要であると考える。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	補助金を交付するに当たり、芦川町に定住し通学していることを確認する必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	芦川支所地域住民担当
事務事業名	通学バス定期券購入費補助事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金		(2)開始年度	合併前から
(3)補助金等の交付の目的	児童が小学校に安全に通学できるよう、芦川町の上芦川及び鶯宿に住所を有する児童に対し、バスの定期券の購入を補助する。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	芦川小学校に通う児童	
(7)補助金等の額の算定基準	定期券の全額補助。 交付対象期間 1期(4月1日から7月31日) 2期(8月1日から11月30日) 3期(12月1日から3月31日)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 2人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	70 千円	交付決定額	70 千円	交付額	70 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(1)審査の方法	書類審査。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	定期券購入領収書で確認。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	小学校に通う児童の通学の負担軽減を図ることが目的であることから、公益性があると言える。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	児童の安全な通学に支障をきたす。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	児童が小学校に安全に通学するという、明確な目的があるため。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	児童のいる家庭の負担軽減が図れ、また安全に通学でき効果が得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該補助金以外に類似のものは確認できない。

補助金等の名称	笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金	所属名	芦川支所地域住民担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	市の財政負担の軽減を図るために、スクールバスを廃止し路線バスを通学に活用した経過があり、遠距離通学の児童がこれからも安全に通学し負担の軽減を図るためにも事業の継続は必要である。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	遠距離通学の児童が安全に通学できるよう引続き実施する必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			